

新上越斎場建設事業

落札者決定基準

令和3年7月

上越市

目 次

1	落札者決定基準の位置づけ.....	1
2	事業者選定の手順.....	2
3	事業者選定の概要.....	3
(1)	事業者選定の方法.....	3
(2)	選定の進め方.....	3
(3)	審査の体制.....	3
4	確認・審査・評価の方法.....	4
(1)	資格確認.....	4
(2)	基礎確認.....	4
(3)	提案審査.....	4
(4)	価格による評価.....	6
(5)	総合評価・最優秀提案の選定.....	7
(6)	最優秀提案を決定しない場合.....	7
5	落札者の決定.....	8

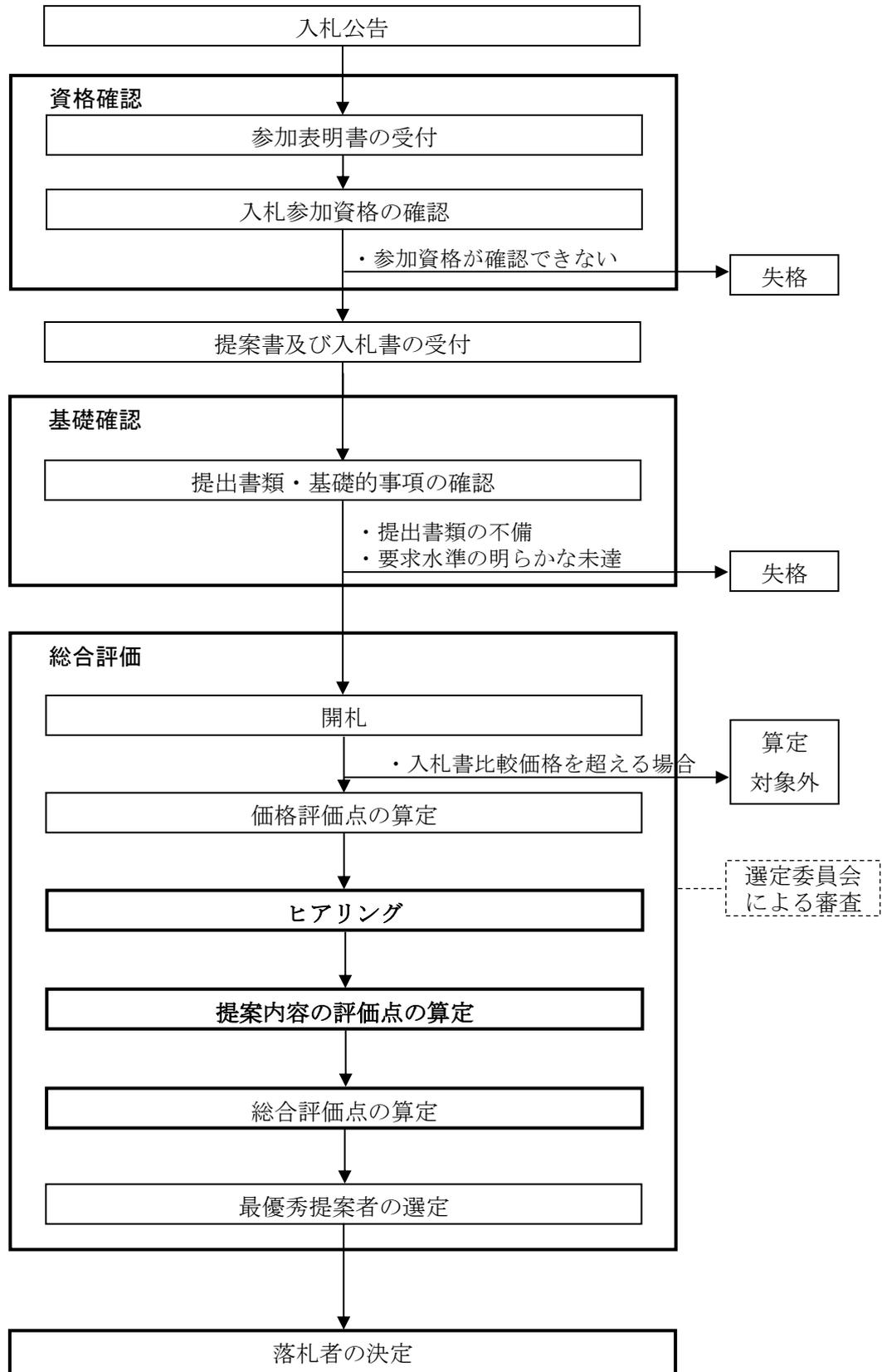
1 落札者決定基準の位置づけ

この落札者決定基準は、上越市（以下「市」という。）が実施する新上越斎場建設事業（以下「本事業」という。）において、本事業の業務を行う事業者を選定するため、最も優れた応募グループを新上越斎場建設事業事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）で選定する方法や評価項目等を定めるものであり、本事業に参加しようとする者に配布する入札説明書と一体のものである。

2 事業者選定の手順

本事業における事業者選定は、次の手順で実施する。

【図1 事業者選定フロー】



3 事業者選定の概要

(1) 事業者選定の方法

事業者選定の方法は、競争性の担保及び透明性・公平性の確保に配慮したうえで、入札金額及び設計・施工等の提案内容を総合的に評価する地方自治法施行令第167条の10の2に基づく総合評価一般競争入札とする。

(2) 選定の進め方

事業者の選定は、次のとおり行う。

- ① 資格確認 参加表明書にて、入札説明書で示した入札参加資格の有無を確認する。
- ② 基礎確認 要求水準書に示す内容を満足しているかなどの基礎的な確認をする。
- ③ 総合評価 入札金額及び提案内容を総合的に評価し審査する。

なお、開札時に入札書比較価格を超過しているものについては、提案の評価を行わない。

(図1参照)

(3) 審査の体制

市が設置した選定委員会にて審査を行う。

4 確認・審査・評価の方法

(1) 資格確認

「参加表明書」(様式 1) 及び関連書式 (様式 2-1 から様式 2-4-5) をもとに参加資格を確認する。このとき、市は選定委員会の委員から意見を聴くことができるものとする。資格確認の結果、入札参加資格を充足していない応募グループは、失格とする。

なお、資格確認に係る入札参加資格は、入札説明書に示すとおりである。

(2) 基礎確認

入札参加者の提出書類に不備がないか、かつ、提案内容が基礎的事項の項目を充足していることを確認する。このとき、市は選定委員会の委員から意見を聴くことができるものとする。

① 提出書類の不備の確認

「提案書」(様式 3-1 から様式 10) 及び「入札書」(様式 11-1 から様式 11-2) が揃っているかを確認する。揃っていない場合は失格とすることがある。

② 基礎的事項の確認

提案書に記載された内容について、市の要求する水準及び性能に適合していることを、「要求水準書」及び「基礎的事項に関する確認書」(様式 10) に基づき確認する。なお、提案書の内容が市の要求する水準及び性能を明らかに満たさない事項がある場合は失格とすることがある。

なお、基礎的事項の確認項目は、「基礎的事項に関する確認書」(様式 10) の項目とする。

(3) 提案審査

① プレゼンテーション及びヒアリング

提案内容の評価のため、基礎確認を通過した入札参加者に対して、プレゼンテーション及びヒアリングを行う。

② 提案内容の評価

「提案内容の評価点」の評価内容及び得点化方法は、審査項目ごとに、次表のとおり、各委員が評価し、各委員の平均点の小数点以下第 3 位を四捨五入して算出する。

評価	評価内容	得点化方法
A	特に優れている	配点×1.00
B	A と C の中間程度である	配点×0.80
C	優れている	配点×0.60
D	C と E の中間程度である	配点×0.40
E	要求水準を満たしている程度	配点×0.20

③ 審査項目

審査項目及び配点は以下のとおりである。

【評価の視点・配点表】

審査項目		評価の視点	配点	
(1)	整備方針との整合	・市の整備方針と整合	10	
(2)	実施体制 リスク管理方針	・確実な事業実施に向けた体制の構築 ・リスク管理方針	5	
(3)	地域経済への配慮	・地元企業の活用 ・地域資源の活用	10	
(4)	設計に関する事項	・全体景観、配置、動線、施設整備計画、建築意匠	20	35
		・ユニバーサルデザイン	5	
		・環境への配慮	5	
		・維持管理への配慮	5	
(5)	建設に関する事項	・安全の確保 ・周辺への配慮 ・確実な工程、工期短縮	10	20
		・品質の確保 ・新しい技術や施工上の工夫	10	
合 計			80	

【評価の視点の細目】

審査項目 評価の視点	評価の視点の細目
(1) 整備方針との整合	
・市の整備方針との整合	・要求水準書 P7 の「施設整備の方針」に基づく提案がされているか。
(2) 実施体制、リスク管理方針	
・確実な事業実施に向けた体制の構築 ・リスク管理方針	<ul style="list-style-type: none"> ・要求水準書 P2 の「事業の目的」・「事業の内容」に基づく役割分担や責任分担が適切に構築されており、進捗管理や自己モニタリング体制等を確実に実行し、事業を実施するための具体的な対策が提案されているか。 ・事業の対象となる業務（設計業務、建設工事業務、工事監理業務等）について、各業種の役割・責任分担等を考慮した、資格、実績等に裏付けられた人員を配置しているか。 ・的確なリスク分析によるリスクの低減・防止策等が適切に検討され、保険付保などの具体的な対応策等が提案されているか。

(3) 地域経済への配慮	
<ul style="list-style-type: none"> ・地元企業の活用 ・地域資源の活用等 	<ul style="list-style-type: none"> ・地元からの人材雇用、調達、下請、委託先等による地元企業の活用方策及び地域産材の積極的な活用等の地域経済への貢献に対する具体的な事業計画が提案されているか。
(4) 設計に関する事項	
<ul style="list-style-type: none"> ・全体景観、配置、動線、施設整備計画、建築意匠 	<ul style="list-style-type: none"> ・要求水準書 P7「基本要件」に基づく具体的な方策が提案されているか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルデザイン 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢の人や障がいのある人等の、幅広い世代の多くの人を使い易く、安全性に配慮した効果的かつ多様性に対応した施設、設備及び外構整備計画が提案されているか。
<ul style="list-style-type: none"> ・環境への配慮 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境にやさしい、エネルギー、資源・マテリアル対策、LCCO₂（ライフサイクル二酸化炭素）削減の工夫等が具体的に提案されているか。
<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理への配慮 	<ul style="list-style-type: none"> ・日常の運営や施設・設備のメンテナンスの容易性など維持管理に対するライフサイクルコストの軽減等に配慮した工夫等が具体的に提案されているか。
(5) 建設に関する事項	
<ul style="list-style-type: none"> ・安全の確保 ・周辺への配慮 ・確実な工程、工期短縮 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事の安全性を確保した確実な施工計画や施工計画を実行するための具体的な方策が提案されているか。 ・工事に伴う騒音や振動の抑制に配慮した施工計画が提案されているか。 ・火葬炉設備の設置、市の確認期間、既存施設の解体を含む工程管理等、実現可能な工程となっているか、また、具体的な工期短縮案が提案されているか。
<ul style="list-style-type: none"> ・品質の確保 ・新しい技術や施工上の工夫 	<ul style="list-style-type: none"> ・品質の確保について、具体的な提案がなされているか。 ・新しい技術や施工上の工夫などについて提案されているか。

(4) 価格による評価

① 入札金額の確認

市は、入札書に記載された金額が入札書比較価格以下であることの確認を行う。入札書比較価格を超える入札を行った入札参加者は、失格とする。

② 価格評価点の算定

参加者の入札金額に対して、以下の考え方に基づいて点数化し、「価格評価点」とする。なお、算出された点数の小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位までの数値とする。

価格評価点

$$= 20 \times (\text{入札参加者中の最低の入札金額} \div \text{各入札参加者の入札金額})$$

(5) 総合評価・最優秀提案の選定

提案内容の評価点（80 点満点）と価格評価点（20 点満点）を合計して総合評価点を算出し、総合評価点の最も高い提案を「最優秀提案」とする。

ただし、総合評価点の最も高い提案が 2 案以上ある場合は、提案内容の評価点が最も高い提案を「最優秀提案」として選定する。提案内容の評価点と同点の場合、【審査項目・審査の視点・配点表】における「(1) 整備方針との整合」の点数が高い提案を「最優秀提案」として選定する。上記を考慮してもなお、総合評価点と同点扱いとなる提案が 2 案以上ある場合には、当該入札参加者によるくじ引きにより「最優秀提案」を決定する。

総合評価点（100 点満点）

= 提案内容の評価点（80 点満点） + 価格評価点（20 点満点）

(6) 最優秀提案を決定しない場合

参加者数に関わらず、「提案内容の評価点」が 5 割に満たない場合は、「最優秀提案」を決定しない場合がある。

5 落札者の決定

選定委員会は、最優秀提案を行った者を最優秀提案者として選定するとともに、その他の順位を決定する。

市は、選定委員会による審査結果を踏まえ、落札者を決定する。

なお、落札者が自らの事由により仮契約の締結に至らない場合には、市は総合評価一般競争入札の総合評価の得点の高い者から順に契約交渉を行い、合意に達した場合、随意契約による契約締結の手続きを行う場合がある。